

## 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業等の届出について

介護保険法に基づく以下の介護保険サービスについては、指定を受けるときや届出事項に変更があったとき、事業を休止又は廃止する場合に、老人福祉法に基づく各種届出を行う必要があります。

※ 介護保険法に基づく指定申請や届出と同時に提出していただくことにより、老人福祉法上の届出については添付書類を省略することができます。

### 1 老人居宅生活支援事業

次の介護保険サービスは老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業に該当するため、介護保険法上の届出等と併せて老人福祉法上の届出を行ってください。

介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名	届出等
訪問介護 第1号訪問事業（介護型ヘルプサービスのみ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	老人居宅介護等事業	「3 届出の流れ」Ⅰの事業者を参照
通所介護、地域密着型通所介護 第1号通所事業（介護予防型デイサービスののみ） （介護予防）認知症対応型通所介護 ※ いずれも特養等他の施設と併設の場合	老人デイサービス事業	
（介護予防）短期入所生活介護 ※ 特養等他の施設と併設の場合	老人短期入所事業	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	
看護小規模多機能型居宅介護	複合型サービス福祉事業	

### 2 老人福祉施設

次の介護保険サービスは老人福祉法に基づく老人福祉施設に該当するため、介護保険法上の届出等と併せて老人福祉法上の届出を行ってください。

介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名	届出等
通所介護、地域密着型通所介護 第1号通所事業（介護予防型デイサービスののみ） （介護予防）認知症対応型通所介護 ※ いずれも単独で設置の場合	老人デイサービスセンター	「3 届出の流れ」Ⅱの事業者を参照
（介護予防）短期入所生活介護 ※ 単独で設置の場合	老人短期入所施設	

### 3 届出の流れ

		事業を開始するとき	届け出内容に変更があったとき	事業を休止又は廃止するとき
提出書類	Iの事業者	老人居宅生活支援事業開始届	老人居宅生活支援事業変更届	老人居宅生活支援事業廃止(休止)届
	IIの事業者	老人デイサービスセンター等設置届	老人デイサービスセンター等事業変更届	老人デイサービスセンター等廃止(休止)届
提出期限		介護保険サービス事業者の指定申請書類と併せて提出	<u>変更の事実が発生してから10日以内に</u> 、介護保険事業所の変更届と併せて提出	休止又は廃止日の一箇月前までに、介護保険事業所の休・廃止届と併せて提出

※ 届出の様式については、介護ケア推進課のホームページからダウンロードできます。

【ホームページ（老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業等の届出について）】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000166643.html>

（「京都市」「介護」「老人福祉法」でキーワード検索できます。）

### 4 届出の提出方法

- ・ 事業開始・休止・廃止の場合：事前に介護ケア推進課に予約のうえ持参
- ・ 変更の場合：郵送

※ 受理通知の送付等はいませんので、受理確認が必要な場合は、届出の写し（郵送による提出の場合は切手を貼った返信用封筒も含む。）を併せて提出してください。

※ 介護保険法上の指定申請又は届出と併せて提出することにより、老人福祉法上の届出に関する添付書類を省略できます。介護保険法上の申請等については添付書類が必要となりますので、御注意ください。

なお、介護保険法上の申請等とは別に老人福祉法上の届出を行う際には、添付書類一式を添付してください。